

# 委員会 レポート

議案をより深く審査するため、2つの所属委員会に分かれ、必要な資料を求め、質疑しました。

## 総務民生委員会

委員長：浦崎みゆき 副委員長：新垣善之  
委員：岡崎晋・石垣大志・大城勝  
金城好春・宮城清政・大城毅

### 国保税率引き上げの影響は

市町村はこれまで個別に給付額を推計し、保険税を決めていました。今後は、県単位化により納付金を県へ納めるため県の示す事業費納付金及び標準保険料率を参考に保険税を決定します。

【平成30年度まで(改正前)】		【平成31年度から(改正後)】	
	合計		合計
所得割	10.45%	所得割	11.22%
均等割 (一人あたり)	27,400円	均等割 (一人あたり)	35,300円
平等割 (一世帯あたり)	29,200円	平等割 (一世帯あたり)	29,200円

⇒所得割0.77%増  
⇒均等割7,900円増

**問** 税率の決定は各自治体に任されているのか。

**答** 今は、税率決定は任されているが、平成36年度には県内統一を目指している。それまでに標準税率に段階的に近づけないといけない。

**問** 国保税の納付が困難な方は、税率引き上げでもっと厳しくなると思う。滞納が増えると思われ、滞納が対策はどうか。

**答** これまで同様、しっかり個々に合わせた納税相談に取り組んで行く。

**問** 今回の税率改正で単年度の赤字は解消されるか。

**答** 段階的に税率を上げる。まだ、単年度赤字は発生するがそれは繰上充用で対応する。今後、徐々に標準税率に近づけて、赤字解消を目指す。

### 国保年金課

電話 889-1798

## 経済教育委員会

委員長：赤嶺奈津江 副委員長：大城勇太  
委員：玉城勇・金城憲治・照屋仁士  
宮城寛諄・大城真孝

### 保留地処分の状況は

土地区画整理特別会計補正は歳出・歳入それぞれ4033万円増となりました。今回の補正は4筆の保留地処分は当初の額より3933万円増となったと説明がありました。

**問** 保留地処分の進捗状況はどうか。

**答** 保留地は全体で約3.3ヘクタールでその内0.9ヘクタールを処分している。街区が整備できたところから確定測量を行い販売する。

### 用語説明

保留地処分とは・・・土地区画整理事業による市街地の整備は、受益者負担に基づき地権者からの土地の提供(減歩)により行われます。減歩により新しく生み出された土地は、公共用地(道路や公園)と売却する土地とに分けられます。売却し事業費の一部に充てる土地が保留地となります。



枧設置工事写真

### 神里集落内の枧設置について

農業集落排水事業特別会計補正は歳出・歳入それぞれ200万円増となりました。今回の補正は、神里地区に3箇所の新築の物件への枧及び管路設置工事を行うとの説明がありました。

**問** 神里集落は公共下水道ではなく、農業集落排水事業で下水の処理を行っている。集落内での新築物件の箇所になぜ枧が設置されないのか。

**答** 公共下水道事業では、将来的な利用も含め枧等の設置を行うことができる。農業集落排水事業は当初枧及び管路の整備が行えるのが、既存の建物がある箇所と決められている。新築物件ができる箇所には枧が随時設置する必要がある。